

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十一号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一第一号を削り、同表の一第二号中「  
七  
百  
三  
十  
円  
」を「  
一  
台  
一  
時  
間  
に  
つ  
き  
九  
百  
八  
十  
円  
」に改め、同号を同表の一第一号とし、同表の一第三号を削り、同表の一第四号中「  
五  
百  
十  
円  
」を「  
七  
百  
三  
十  
円  
」に改め、同号を同表の一第二号とし、同表の一第五号及び第六号を削り、同表の一第七号中「  
九  
百  
三  
十  
円  
」を「  
千  
二  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第三号とし、同表の一第八号を同表の一第四号とし、同表の一第九号中「  
二  
千  
八  
十  
円  
」を「  
二  
千  
四  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第五号とし、同表の一第十号中「  
千  
四  
百  
六  
十  
円  
」を「  
千  
七  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第六号とし、同表の一第十一号中「  
千  
三  
十  
円  
」を「  
千  
三  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第七号とし、同表の一第十二号中「  
八  
百  
三  
十  
円  
」を「  
千  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第八号とし、同表の一第十三号を同表の一第九号とし、同表の一第十四号中「  
八  
百  
三  
十  
円  
」を「  
千  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第十号とし、同表の一第十五号中「  
四  
千  
四  
百  
八  
十  
円  
」を「  
四  
千  
円  
」に改め、同号を同表の一第十一号とし、同表の一第十六号中「  
八  
百  
三  
十  
円  
」を「  
九  
百  
四  
十  
円  
」に改め、同号を同表の一第十二号とし、同表の一第十七号を削り、同表の一第十八号中「  
七  
百  
三  
十  
円  
」を「  
九  
百  
三  
十  
円  
」に改め、同号を同表の一第十三号とし、同表の一第十九号中「  
千  
三  
十  
円  
」を「  
千  
二  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第十四号とし、同表の一第二十号中「  
八  
百  
三  
十  
円  
」を「  
千  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第十五号とし、同表の一第二十一号中「  
二  
千  
二  
百  
円  
」を「  
二  
千  
五  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第十六号とし、同表の一第二十二号中「  
千  
三  
十  
円  
」を「  
千  
五  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第十七号とし、同表の一第二十三号を第十八号とし、第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第十九号とし、第二十七号を第二十号とし、第二十八号を第二十一号とし、同表の一第二十九号中「  
四  
千  
五  
百  
八  
十  
円  
」を「  
五  
千  
三  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第二十二号とし、同表の一第三十号中「  
千  
三  
十  
円  
」を「  
千  
三  
百  
円  
」に改め、同号を同表の一第二十三号とし、同表の一第三十一号を第二十四号とし、第三十二号を第二十五号

とし、第三十三号を第二十六号とし、同表の一第三十四号中「千三十円」を「千三百円」に改め、同号を同表の一第二十七号とし、同表の一第三十五号を削り、同表の一三十六号中「千五百六十円」を「千九百円」に改め、同号を同表の一第二十八号とし、同表の一第三十七号を削り、同表の一第三十八号中「二千三百円」を「二千円」に改め、同号を同表の一第二十九号とし、同表の一第三十九号中「千三百五十円」を「千七百円」に改め、同号を同表の一第三十号とし、同表の一第四十号中「千二百五十円」を「千六百円」に改め、同号を同表の一第三十一号とし、同表の一中第四十一号を削り、第四十二号を第三十二号とし、第四十三号を第三十三号とし、第四十四号及び第四十五号を削り、第四十六号を第三十四号とし、第四十七号を削り、第四十八号を第三十五号とし、同表の一第四十九号中「千二百五十円」を「千四百円」に改め、同号を同表の一第三十六号とし、同表の一第五十号中「千二百五十円」を「千五百円」に改め、同号を同表の一第三十七号とし、同表の一中第五十一号を第三十八号とし、第五十二号を第三十九号とし、同表の一第五十三号中「千三百五十円」を「千五百円」に改め、同号を同表の一第四十号とし、同表の一中第五十四号を第四十一号とし、第五十五号を第四十二号とし、同表の一第五十六号中「千五百六十円」を「千七百円」に改め、同号を同表の一第四十三号とし、同表の一第五十七号中「千四百六十円」を「千六百円」に改め、同号を同表の一第四十四号とし、同表の一第五十八号及び第五十九号を削り、同表の一第六十号中「四千七百八十円」を「四千二百円」に改め、同号を同表の一第四十五号とし、同表の一中第六十一号を第四十六号とし、第六十二号から第六十五号までを十五号ずつ繰り上げ、第六十六号及び第六十七号を削り、同表の一第六十八号中「千四百六十円」を「千三百円」に改め、同号を同表の一第五十一号とし、同表の一中第六十九号及び第七十号を削り、第七十一号を第五十二号とし、第七十二号を削り、同表の一第七十三号中「三千二百三十円」を「一台一時間につき 二千九百円」に改め、同号を同表の一第五十三号とし、同表の一中第七十四号を第五十四号とし、第七十五号から第七十八号までを二十号ずつ繰り上げ、同表の一第七十九号中「千三十円」を「千三百円」に改め、同号を同表の一第五十九号とし、同表の一中第八十号を第六十号とし、第八十一号を第六十一号とし、第八十二号を第六十二号とし、同表の一第八十三号中「千五百円」を「千五百円」に改め、同号を同表の一第六十三号とし、同表の一中第八十四号を削り、第八十五号を第六十四号とし、第八十六号から第二百七号までを二十一号ずつ繰り上げ、第二百八号を第九十号とし、同号の前に次の三号を加える。

187	非接触三次元計測システム	〃	四千五百円
188	CAD/CAMコンピュータ	〃	千四百円
189	3Dメタルプリントシステム	〃	二千三百円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。